

用語の解説

人口

国勢調査における人口は、「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

また、ここでいう「常住している者」とは、当該住居に3か月以上住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在に居た場所に「常住している者」とみなした。

人口性比

女性100人に対する男性の数をいう。

人口密度

人口密度は、1平方キロメートル当たりの人口である。

年齢

年齢は、平成27年9月30日現在の満年齢である。なお、平成27年10月1日午前零時に生まれた人は0歳とした。

外国人

日本国籍を持つ者以外の者をいう。（無国籍及び国名不詳の者を含む。）

なお、日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人（二重国籍者）は、日本人とする。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未 婚 まだ結婚したことのない者

有配偶 届出の有無に関係なく、妻又は夫のある者

死 別 妻又は夫と死別して独身の者

離 別 妻又は夫と離別して独身の者

世帯

I 世帯の種類

世帯は、「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

1 一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人
数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿
屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

2 施設等の世帯とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として、下記の(1)、(2) 及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

(1) 寄宿舎の学生・生徒

学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

(2) 病院・療養所の入院者

病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり

(3) 社会施設の入所者

老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

(4) 自衛隊営舎内居住者

自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり

(5) 矯正施設の入所者

刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり

(6) その他

定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗
組員など

II 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との繋ぎ柄により、「単独世帯」、「親族のみの世帯」、及
び「非親族を含む世帯」に区分した。

1 単独世帯

世帯人員が一人の世帯

2 親族のみの世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

親族のみの世帯は、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員
との関係によって、次のとおり区分した。

(1) 核家族世帯

ア 夫婦のみの世帯

- イ 夫婦と子供から成る世帯**
- ウ ひとり親と子供から成る世帯**

(2) 核家族以外の世帯

核家族世帯以外の親族世帯

3 非親族を含む世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

住 宅

I 住居の種類

一般世帯の住居を、「住宅」と「住宅以外」に区分した。

1 住 宅

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに一戸の住宅となる。

2 住宅以外

寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物
なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

II 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

1 主世帯

「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯

(1) 持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含まれる。

(2) 公営の借家

その世帯の借りている住宅が都道府県営又は区市町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

(3) 都市再生機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・区市町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれる。

(4) 民営の借家

その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

(5) 給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払の有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

2 間借り

他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

III 住宅の建て方

一般世帯が居住する住宅をその建て方により、「一戸建」、「共同住宅」及び「その他」に区分した。

このうち、「共同住宅」については、その建物の階数を「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」及び「15階建以上」に5区分した。

1 一戸建

1つの建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればこれに含まれる。

2 共同住宅

一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

なお、1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物もこれに含まれる。

3 その他

上記以外で、例えば、長屋建（二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。）の場合や、工場や事務所などの一部に住宅がある場合